

【フランス】2022 年大統領選挙に関する諸規定

海外立法情報課 奈良 詩織

* 2021 年 3 月 29 日、2022 年フランス大統領選挙のための諸規定を定める組織法律が、同月 31 日にはその適用デクレが制定され、投票促進や手続の電子化のための規定が定められた。

1 制定の背景と経緯

フランスで実施される選挙のうち、共和国大統領選挙のみが、選挙法典¹中に規定されていない。1962 年 11 月 6 日の法律第 62-1292 号²（以下「1962 年法」）第 3 条が、同法典の特定の規定の大統領選挙への適用を定めており、選挙の都度、組織法律により同条を改正することで選挙が運営される。2020 年 12 月 21 日、2022 年 4 月の大統領選挙（以下「2022 年大統領選挙」）³に向けて関連の組織法律案が提出され、上下両院及び両院協議会での審議、憲法院の合憲判断⁴を経て、翌年 3 月 29 日に「共和国大統領選挙に関する諸規定についての組織法律第 2021-335 号」（以下「2021 年法」）⁵が制定され、翌 30 日に公布され、一部を除いて即日施行された。本法律の適用のため、同月 31 日に「共和国大統領選挙に関するデクレ第 2021-358 号」（以下「2021 年デクレ」）⁶が制定され、翌 4 月 1 日に公布され、一部を除いて翌 2 日に施行された。

2 2021 年法及び 2021 年デクレの主な内容

2021 年法は全 7 か条、2021 年デクレは全 5 か条から成る。主な内容は、次のとおりである。

(1) 大統領選挙戦の開始日（2021 年法第 1 条）

2022 年大統領選挙の投票日及び投票時間を正式に定めるデクレ⁷を、第 1 回投票日の 10 週間前までに制定する。このデクレの公布日は、実質的な選挙戦の開始日とみなされている。

(2) 選挙運動における障害者への配慮（2021 年法第 2 条、2021 年デクレ第 1 条）

候補者は、障害者への配慮として、自身の公約を記載した回状 (circulaire)⁸を作成する際に、通常版の他に、ピクトグラムや、分かりやすく読みやすい言葉（日常表現又は短い文章）を使用した回状を作成しなければならない。これは、全国選挙運動管理委員会 (Commission nationale de contrôle de la campagne électorale) に電子的手段により提出され、オンラインで公開される。

(3) 2022 年大統領選挙に関する諸規定（2021 年法第 3 条）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021 年 12 月 6 日である。

¹ Code électoral. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006070239>>

² Loi n° 62-1292 du 6 novembre 1962 relative à l'élection du Président de la République au suffrage universel. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT00000684037>>

³ 2022 年大統領選挙の第 1 回投票は 4 月 10 日に、第 2 回投票は 4 月 24 日に実施される予定である。

⁴ 組織法律は、大統領審署の前に、必ず憲法院の合憲性審査に付され、合憲であることが認められなければならない（フランス憲法（1958 年制定）第 46 条第 5 項）。

⁵ Loi organique n° 2021-335 du 29 mars 2021 portant diverses mesures relatives à l'élection du Président de la République. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043302367>>

⁶ Décret n° 2021-358 du 31 mars 2021 relatif à l'élection du Président de la République. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043310862>>

⁷ 2021 年 12 月 6 日現在、該当するデクレは制定されていない。

⁸ 通常の回状は、全国選挙運動管理委員会のウェブサイトで公開されるほか、所定の条件を満たす紙で作成されたものが有権者に送付される。

(i) 候補者名簿の公表日

2022年大統領選挙の候補者名簿を、第1回投票日の4週間前の金曜日までに公表する。この名簿は、提出された推薦⁹を基に憲法院が作成し、公表する。2022年大統領選挙から、推薦提出が電子化される予定だった¹⁰が、本条により、その実施が最長2027年1月1日まで延期された。

(ii) 2022年大統領選挙に適用される選挙法典の規定

2022年大統領選挙に向けて、大統領選挙に適用される選挙法典の規定（1962年法第3条）に、2019年12月27日の法律第2019-1461号（以下「2019年法」）¹¹により創設された、選挙運動の期間を定めるL第47A条¹²等を追加する。

(iii) 在監者の郵便投票

在監者の郵便投票を認め、手続等を定める。郵便投票を行う者は、原則、他の方法では投票できない¹³。在監者の郵便投票は、2019年5月の欧州議会議員選挙で、従来の外出許可取得による投票所での投票及び代理人による投票（以下「代理投票」）¹⁴に加え、試行的に導入された後、2019年法で制度として確立され、2021年6月の州議会・県議会議員選挙で実施された。

(iv) 選挙運動費用収支報告及び寄付金受領書の電子的送付の試行

選挙結果確定後の候補者による「選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会」（Commission nationale des comptes de campagne et des financements politiques）¹⁵への選挙運動費用収支報告書及び寄付金受領書の提出方法を、試行的に、紙から電子的手段に変更する。

(3) 代理投票の要件緩和（2021年法第5条、同第7条、2021年デクレ第2条）**(i) 受任者の要件緩和（2021年法第5条）**

代理投票に関して、受任者が依頼者と同じコミューンの有権者名簿に登録されている者でなければならないという要件を廃止する¹⁶。

(ii) 在外フランス人による代理投票の要件緩和（2021年法第7条、2021年デクレ第2条）

2019年法による代理投票関連の改正を反映し、在外フランス人による大統領選挙¹⁷での代理投票について、依頼者が投票日当日に投票所に行くことができないことの証明義務を廃止する。また、受任者は、依頼者と同じコミューンの有権者名簿に登録されている者でなくても良い。

⁹ 推薦人になることができるのは、国会議員、州議会議員、県議会議員、海外県・海外領土の各地方議会議員、市町村長等で、各候補者は、少なくとも30以上の県から500人の推薦人を集めなければならない。

¹⁰ 2016年4月25日の組織法律（Loi organique n° 2016-506 du 25 avril 2016 de modernisation des règles applicables à l'élection présidentielle. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000032451659>>）第2条による。

¹¹ Loi n° 2019-1269 du 2 décembre 2019 visant à clarifier diverses dispositions du droit électoral. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000039439987>>

¹² 同条は、選挙運動は、第1回投票の場合は投票日2週間前の月曜日に、第2回投票の場合は第1回投票翌日に開始され、いずれも投票日前日の0時に終了することを選挙法典中に明記するもの。

¹³ 投票日以前に拘留期間が終了する場合や、拘留中の刑務所で郵便投票を利用できない場合を除く。

¹⁴ フランスでは、全ての有権者が代理投票を利用できる。以前は、収監中又は介護中の者や、職業やバカンスを理由とする投票日当日の不在を証明できる者のみが利用できたが、2019年法第112条がこれらの要件を削除した。

¹⁵ 選挙運動収支報告書を承認し、却下し、又は訂正するほか、限度額超過が明らかになった時は選挙に係る裁判官（juge de l'élection）に審理を求め、各種違反の発見時には記録を検事局に送付する。

¹⁶ 2021年法第5条は、選挙法典の規定のうち、受任者の要件を定めるL第72条のみ、同法公布日に施行中の文言ではなく、2019年法による改正後の文言（2022年1月1日施行）を2022年大統領選挙に適用することを定める。

¹⁷ 在外フランス人による大統領選挙への投票には、1962年法とは別に、1976年1月31日の組織法律（Loi organique n° 76-97 du 31 janvier 1976 relative aux listes électorales consulaires et au vote des Français établis hors de France pour l'élection du Président de la république. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000510005>>）及び2005年12月22日のデクレ（Décret n°2005-1613 du 22 décembre 2005 portant application de la loi organique n° 76-97 du 31 janvier 1976 relative aux listes électorales consulaires et au vote des Français établis hors de France pour l'élection du Président de la République. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000456460>>）が適用される。